

フランスの高校教育「公民・法律・社会」における家族に関する教材

Teaching Materials related to “civic, legal and social education” of families used in high schools in France

大津 尚志*

OTSU, Takashi*

(解題)

フランスの高校においては、社会科系教科としては、「歴史」「地理」「社会・経済科学」「哲学」のほかに、1999年から「公民・法律・社会 (Éducation civique, juridique et sociale)」という教科が新たに設定された。それは、普通、技術、職業高校すべてに必修であり、3年間にわたって週0.5時間が割り当てられている。それは、他の教科と異なり、「テーマ設定」「調べ学習」「討論のための発表資料作成」「論拠づけられた討論」「レポート作成・総括・評価」という段取り¹を踏んで行われることが多い。他教科が座学中心に行われるのに対して、生徒主体の自主的な学習が求められる教科である。日本の「総合的な学習の時間」に近いところがある²。なお、それは1985年にシュベールヌマン国民教育相が「80パーセント計画」(後期中等教育への進学率を高め、バカロレア水準に達する生徒を80パーセントにする)を打ち出して以来、当時の高校進学率の上昇をうけて、高校において「学習方法がわからない」生徒が増加したことに対応したものであった。

1999年より「公民・法律・社会」の最初の学習指導要領が作られはじめ、学年ごとに学習テーマの設定がされた。そこでは学習方法の習得が強調されており、準拠した教科書をもて、学習方法の習得(情報の集める、法律を知る、調査をする、出版物から知る、資料を分析する、画像を読む、討論をする、総括をするなど)に重点がおかれていることが見て取れる³。

2010年からの高校改革⁴に連動して、新たな学習指導要領が作られ始め、公民・法律・社会も従来と同じくすべての高校生に週0.5時間が割り当てられている。本稿執筆時(2012年1月)では、第1学年⁵、第2学年⁶のものが国民教育省官報に掲載されている。今回の改訂においても学習方法に関しては、生徒にテーマを設定させること、個人またはグループで調べること、論拠づけられた討論をすること、分析、考察することが挙げられている。それだけでなく、この教科の進め方は、明示的に議論、民主主義の性格、司法における対審の原則をとりいれた教育方法をとる⁷と明記されており、より市民性教

育に重点をおいた記述となっている。

学習方法の習得に関しての重点は今回の改訂では下がったといわざるをえない。しかし、2010年に始まる高校改革では、新たに個別指導(accompagnement personnalisé)の時間が週2時間割り当てられることとなった。高校生一人一人への対応(学業失敗の問題を含む)が目指されていることは確かであるが、個別指導の時間の内容に関しては、筆者が2011年3月にフランスの高校を調査した範囲では学校によって様々であった。まだ新たに導入されたばかりということもあり、試行錯誤中の段階にあった。2010年高校改革は他にも施策を打ち出しているが、こららの詳しい動向については他日を期することとしたい。

改訂前の学習指導要領では、学年ごとに4つのテーマが挙げられていた。第1学年は「市民性と市民精神」「市民性と統合」「市民性と労働」「市民性と家族の結びつきの変化」の4つであり、それぞれのテーマについて法学、政治学、社会学、歴史学、経済学といった多角的なアプローチから掘り下げる内容となっていた。今回の改訂では後述するように少ないテーマについて深く掘り下げるものとはなっていないという違いが存在する。

第1学年は「法による国家」について、「法と社会生活」「市民と法律」「市民と司法」という3つのテーマから学習することとなっている。フランスの大手教科書出版社の一つである、Nathan社の「公民・法律・社会」の教科書の構成は以下の表の通りである。

他に、章末には、インターネット使用についてやまとめ、課題などが掲載されている。

筆者はかつての学習指導要領のもとでの「市民性と家族結びつきの変化」に関する教材の分析⁸を既に行っているが、本稿で訳出するのは同書22-23頁の「複合家族：フランス社会への挑戦」と24-25頁の「PACS、婚姻しないカップルの新たな法的枠組み」である。関連する法律の条文、データ、新聞記事、絵などから問題を引き出し、問題点について考えるという構成であり、法と社会をより密着したものとして教える従来通りのスタンスである。法についての導入学習としては、校則および学校における進路指導

* 武庫川女子大学 (Mukogawa Women's University)

(フランスでは1年生修了時に普通高校であれば、理系、経済・社会系、文系に分かれるという進路指導が行われる)についてから学びはじめるという構成となっている。フランスにおいては校則にも進路指導にも根拠法令が存在するが、高校生に法律を身近なものとして感じさせるのに有効

であろう⁹。

今回の改訂で、この教科の日本でいう「総合学習」的な要素が弱まり、市民教育の要素が高まったと考えられる。なお、第2学年、第3学年を含めての新たな動向の検討は今後の課題としたい。

<p>序章</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共和国における公民・法律・社会 ・共和国、その価値と原理 ・市民性 ・法による国家 <p>第1章 社会における法</p> <p>手掛かり：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法とはなにか ・法のさまざまな分野 <p>学習する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校の校則、規則の例 ・高校内における進路指導 ・公的な場での禁煙：成功か？ ・複合家族：フランス社会への挑戦 ・PACS, 婚姻しないカップルの新たな法的枠組み ・若者の労働と法 ・労働争議をどう解決するか <p>第2章 市民と法</p> <p>手掛かり：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の制定 <p>学習する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政教分離法（1904年10月9日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年5月15日法によるライセンス原則の適用 ・女性参政権にむけての戦い ・権利の平等から事実の平等へ：パリテ¹⁰に関する議論 ・私生活を尊重される権利をインターネットからどう保護するか ・産休の現代化と法 ・遺伝子組換えに関する2008年6月25日法 <p>第3章 市民と司法</p> <p>手掛かり：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法の原理 ・司法の組織 <p>学習する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・殺人犯に対する手続き重罪院の訴訟 ・Maurice Paponの裁判、人道に対する罪に対する暗黙の合意 ・司法と保健行政：アスベスト訴訟 ・ヨーロッパ裁判所における親権訴訟 ・少年に対する司法 ・少年司法の改革 ・緑の藻訴訟 <p>学習方法</p> <p>索引</p>
--	---

【図】 Nathan 社教科書 高校第1学年「公民・法律・社会」の構成¹¹

— 注 —

- 1 大津尚志「フランス高校教育段階における『公民・法律・社会』科の理論と方法」(『社会科教育研究』第99号, 2006年, pp. 34-41.)。
- 2 他に, フランスの高校で「総合的な学習の時間」に近いものとして, 「個別重点学習」がある。参照, 大津尚志「フランスにおける高校『総合学習』の実地調査報告」(『中央学院大学社会システム研究所紀要』第8巻第2号, 2008年, pp. 89-99.)。
- 3 大津尚志「フランスの高校教育課程改革における『公民・法律・社会』科の導入」(フランス教育課程改革研究会(研究代表者小林順子)『フランス教育課程改革』2001年, pp. 163-170.)。
- 4 Ministère de l'éducation nationale, *Le nouveau lycée, repères pour la rentrée 2010*, (http://media.education.gouv.fr/file/reforme_lycee/91/8/Nouveau-lycee-Reperes-pour-la-rentree-2010_133918.pdf, 最終確認2012年1月25日)
- 5 B.O., spécial, no.9, 2010.
- 6 B.O., no.21, 2011.
- 7 B.O., spécial, no.9, 2010.
- 8 Éducation civique, juridique et sociale, 2de, Nathan, 2011.

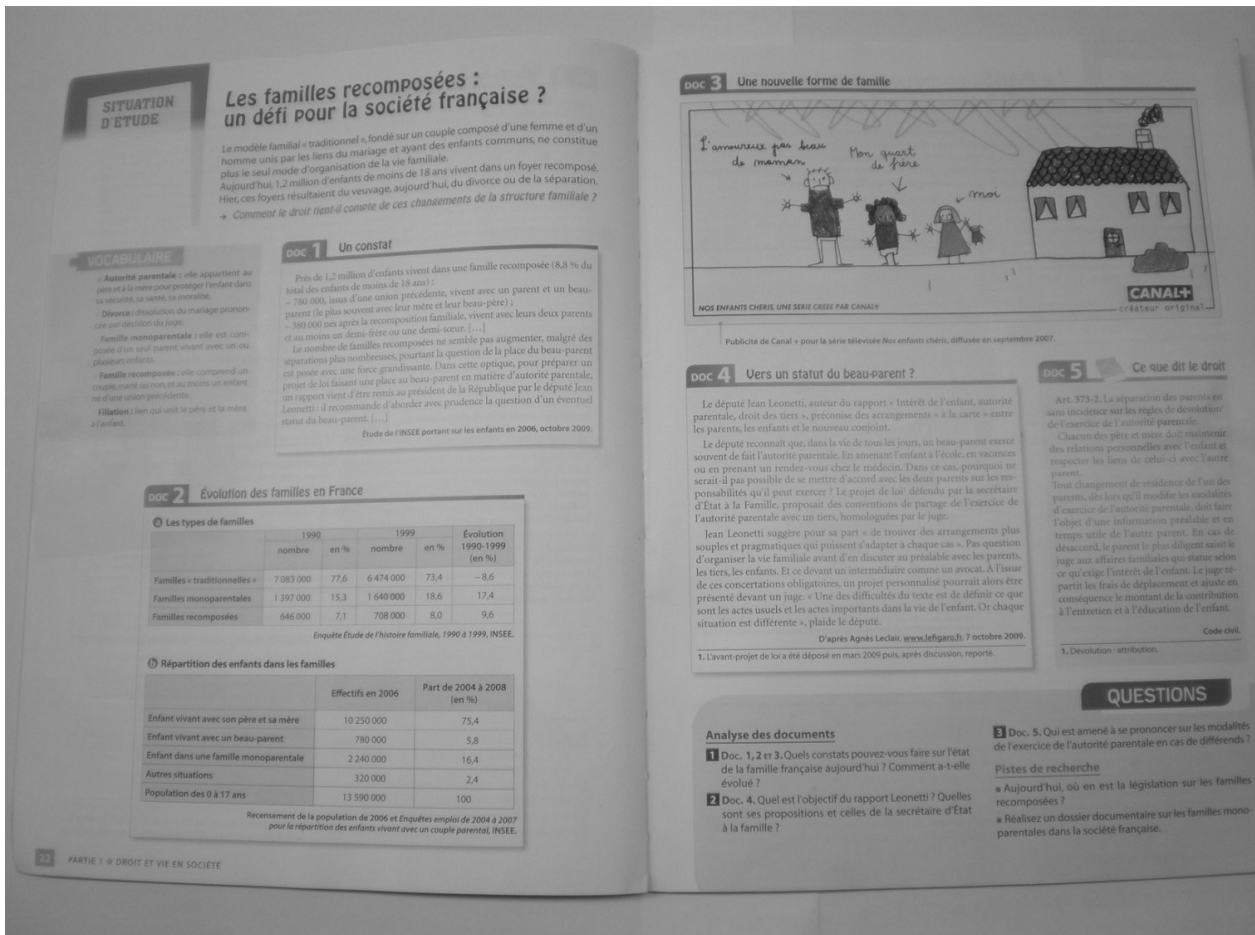
- なお, フランスにおける家族に関する教育内容に言及する邦語文献として, 上里京子「フランスの『家庭・社会生活』科における家族に関する教育内容」(『群馬大学教育学部紀要 芸術・技術・生活科学編』第44巻, 2009年, pp. 167-175.)がある。
- 9 パリテについて詳しくは, 糠塚康江「パリテの論理」信山社, 2005年。
 - 10 大津尚志「フランスの後期中等教育段階における法教育」(江口勇治編『諸外国の学校カリキュラムにおける法的資質の教育に関する基礎的研究』(科研費報告書, 2002年, pp. 39-50.)。
 - 11 なお, 参照。大津尚志「フランスの初等・中等学校における法教育」(江口勇治編『世界の法教育』現代人文社, 2003年, pp. 96-111.)。

<付記>

本研究は, 平成23~26年度科学研究費補助金・基盤研究(C)「戦後フランスにおける市民的価値教育に関する歴史的, 学際的研究」(研究代表者, 大津尚志, 研究課題番号23531229)の成果の一部である。

<写真>

Nathan 社リセ第1学年「公民・法律・社会」22-23頁 再構成された家族：フランス社会に対する挑戦？



<p>問題状況</p>	<p>再構成された家族： フランス社会に対する挑戦？</p>
	<p>「伝統的」家族モデルは、一人の女性と一人の男性が婚姻という結びつきによるカップルと、もつ子どもによって作り上げられる、しかしそれは家族生活の唯一の組織モデルではない。 今日では、18歳未満の子どもの120万人は再構成された家族で生きている。かつて、それは死別によっていたが、今日では離婚、別離による。 →家族構造の変化に法はどのように考慮すべきか。</p>

<p>語彙</p> <p>親権：父、母が子どもの安全、健康、道徳性を守るために所持するもの 離婚：判事の判断による宣言によって、婚姻を解消すること ひとり親家庭：一人または複数の子どもと一人の親によって構成される 再構成家族：以前の別の結びつきによって生まれた子どもを少なくとも含む、婚姻したあるいはしていないカップルからなる。 親子関係：父、母と子どもを結びつけるつながり</p>	<p>文書1 確実な事実</p> <p>120万人近くの子どもの(18歳未満の子供の8.8%)が再構成家族のなかで生活している。 —うち78万人は前の結びつきの問題で、親と義理の親(しばしば、母と義父)と生活している。 —うち38万人は家族の再構成化のあとに生まれて、二人の親と少なくとも異父母兄弟、姉妹と生活している。 カップルの別離が増えているわりに、再構成家族の数は増えていないようである。しかしながら、義父(母)の位置という問題がより大きくなっている。この観点から、親権に関して義父(母)の位置に関して法案の整備をするために、Jean Leonetti 議員に報告書が共和国大統領に提出された。それは、義父(母)の不確実な地位という問題に慎重となることを勧告している。 (2006年における子どもに関する INSEE (フランス国立統計経済研究所)の研究書, 2009年10月)</p>
--	--

文書2 フランスの家族の変化

a 家族のタイプ

	1990		1999		1990-1999 の増加率
	数	%	数	%	
「伝統的」家族	7083000	77.6	6474000	73.4	-8.6
「ひとり親」家族	1387000	15.3	1640000	18.6	17.4
再構成家族	646000	7.1	708000	8.0	9.6

b 家族における子どもの位置

	2006年の実数	2004-2008の割合
実父、実母と生活している子ども	10250000	75.4
義父(母)と生活している子ども	780000	5.8
ひとり親家庭の子ども	2240000	16.4
別の状況	320000	2.4
0歳から17歳の人口	13590000	100

(2006年人口調査, 2004~2007年の親的カップルと生活する子どもの位置に関する調査, INSEE)

文書3 新たな家族形態



2007年9月に放映されたCANAL+の「私たちのかわいい子ども」の広告シリーズ

文書4 義父(母)の地位に関して

Jean Leonetti 議員は「子どもの利益、親権、第三者の権利」という報告書の著者であるが、「各自が好きのように」父母、子ども、新たな配偶者のあいだで、調停を進めている。

この議員は、義父(母)は毎日の生活においてしばしば事実上親権を行使しているということを見ている。子どもを学校やヴァカンスに連れてくる、病院で待ち合わせをすることによって。この場合、この二人の親が責任を行使することに同意することがなぜできないのか。法案(註1)では、家族担当の大臣補佐によって主張されたものであるが、親権を裁判所によって認められた場合、新たな配偶者と親権を共同して行使する取り決めに提案している。

Jean Leonetti は、自分としては「各々のケースに適合するより柔軟で実際的な調停を見つけること」を提案している。親、子ども、新たな配偶者とあらかじめ話し合う前に家族生活を決めるなどは論外である。そしてそれは、弁護士のような仲介人の前で行わなければならない。必須の協議すべき問題としては、個人の好みに合わせた計画が裁判官の前で示されることである。「条文の困難さの一つは、子どもの生活のなかで、日常の行動、重要な行動が何であるかを定義することである。さて、すべての状況は異なっている」と代議士は主張する。

(註1) この法案は2009年5月に提出され、議論のすえ再審議となった。

文書5 法律は何といっているか

民法 373-2 条

父母の離別は、親権の行使の帰属の規定に影響を与えない。父母それぞれは子との個人的関係を維持しなければならない、他方の親との個人的関係を尊重しなければならない。

一方の親の住所の変更はすべての場合、親権の行使の形態を変えるときに限り、もう一人の親に事前あるいは適宜に情報を送る対象となる。意見が一致しない場合は、一方の親がどちらかが先に家庭裁判所に判事に提訴することができ、判事は子の利益に従って裁定する。判事は移動費用を定め、それによって子の養育費、教育費の分担を定める。

質問

文書を分析しなさい。

- 1) 文書1, 2, 3から今日のフランスの家族の状態について、何が確実な事実か?どのように変化しているか。
- 2) 文書4から、Leonetti 報告の目的はなにか?彼の提案と、家族担当の大臣補佐の提案は何か
- 3) 紛争があったときに親権の行使の方法を判断へと導くのは誰か?

研究への道筋

- ・今日では、どこで、複合家族の法制化が行われているか?
- ・フランス社会においてひとり親家庭に関するレポートをつくってみなさい。

問題状況

PACS : 結婚をしていないカップルのための新たな法的枠組

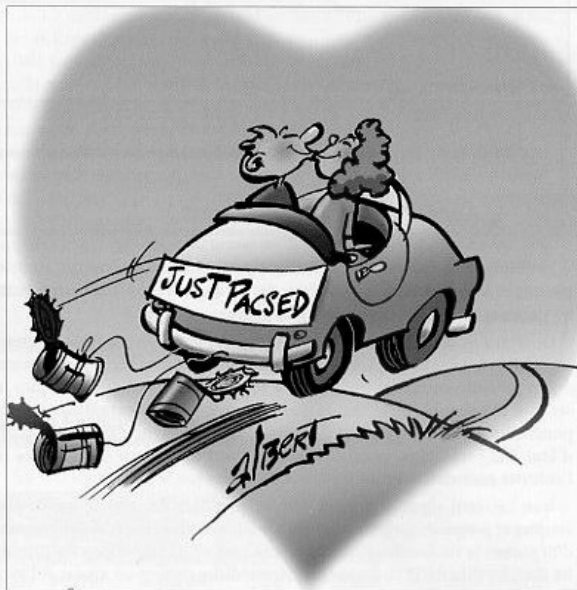
連帯民事契約 (pacte civile de solidarité, PACS) に関する 1999 年 11 月 15 日の法律以来、民法はカップルに関して三種類の形態を想定することとなった。それは、婚姻、PACS—この二つは法律に基づいた形態、それと内縁という事実上の形態。この制度見直しによって、PACS は二人の社会生活組織として婚姻という制度による独占を終わらせることとなった。

語彙

同棲あるいは自由な結合 : 2 人の異性が安定して継続的に生活をともに事実上おこなっている形態

婚姻 : 男女が民事身分にかかわる官吏 (市町村長またはその代理人) の前で正式に宣言することによって認められる結合

文書 2 PACS: 大成功した契約



Albert 絵

2010 年に INSEE によれば、婚姻の 4 分の 3 が PACS となる。PACS の 95 パーセントは異性間である。2010 年 1 月 1 日までは、100 万人が PACS に署名した。

文書 1 立法者の目的

提案者は、ある場合にはパートナーが入ることを選べるように柔軟で調和した法的な枠組みを提案することによって、婚姻していないカップルに総合的な応答をすることを期待した。PACS は実際、権利と義務を生じさせることに同意することを決める人のためのものである。本当に法的な改革であるため、「婚姻の下にあるもの」「婚姻に次ぐもの」として分析されてはならない、なぜならそれは小審裁判所で登録するとか、解消するときに裁判所の介入が義務付けられることはないなどの、独自の要素を含むからである。逆にそれは単に同棲の規則を改めたもののように受け取ってはならない。加えて、それは同棲よりよく見える条項を含む。とりわけ、税制に関して。同棲には全く存在していなかった象徴的な側面を含む。ついに世界に向かって公的なかたちで発信する可能性をもって。二人が長期にわたって共に生活し義務を負うという、PACS は異性間、同性間で社会的に認知されている婚姻していないカップルにたいして、除外して考えることを終わらせる論理である。

(第 11 期国民議会, Patrick Bloche 代議士と Jean-Pierre michel 代議士の PACS 法の適用に関する議会報告, 第 3383 号)

文書 3 法律は何と言っているか。

民法 515-1 条

連帯民事契約 (PACS, pacte civil de solidarité) とは、異性または同性の 2 名の成人によって、共同生活を組織するために締結される契約である。

民法 515-3 条

連帯民事契約を締結する者は小審裁判所書記課へ共同で届出をする。

文書4 婚姻, PACS, 同棲 比較表

	婚姻 (契約)	PACS (契約)	同棲 (事実上の 結合)
文書	署名された婚姻届という民事的身分証書	小審裁判所に登録された、署名された協定	市町村から交付される共同生活証明書(法的効力なし)
権利と義務	相互に同居, 貞操, 扶養, 援助の義務	相互に助け合う, 共同生活を営む義務。	共同生活ではあるが, 権利, 義務はない。同棲相手はその状況を証明しなければならない。
課税	収入を共同して申告	収入を共同して申告	収入は別に申告
財産	婚姻前に得た財産を除いて共有の制度(婚前の契約により分有の制度はありうる)	別々に取得した財産は, 取得者に所有権がある。	共有の制度はある。
債務	連帯して債務を負う。夫婦別財産の制度はある。家族の住宅の保護。	日常生活, 住居のために生じた負債には連帯責任となる。	連帯債務なし。各々が自分の債務を負う。
別離	離婚。補償給付。慰謝料はありえる。	共同あるいは一人で, 小審裁判所書記局にて届出。	形式なし。保障手当なし。慰謝料はありえる。

(www.lemoneymag.fr による)

<http://www1.odn.ne.jp/cah02840/SOCIOLOGIE/SOCIETE/pacs1-3.html>

文書5 PACS の解消

PACS は解消される。

- 一方または双方が希望するとき
- 一方または双方が婚姻するとき
- 一方が死亡したとき

解消の方法

- 同意があるときは, PACS の届出をした小審裁判所で, 共同して解除の届出を提出あるいは送付する。パートナー間の PACS の契約は, 裁判所の宣言の日をもって終結する。
- もしパートナーの一方だけが契約の解除を求める場合, 小審裁判所に届ける。PACS の契約は届出の登録をもって終結する。

文書6 数でみる婚姻と PACS



INSEE, 法務省統計より

質問

文書を分析しなさい。

- 1) 文書1: 家族の結びつきのいかなる変化が, この新しい契約を作り出すことを正当化したか?
- 2) 文書2: この絵から, PACS に関していかなる事実を確認することができるか。
- 3) 文書3, 5: だれが PACS を締結できるか。それはどうやってか。どうすれば解消できるか。
- 4) 文書4: 権利, 義務の点で PACS, 婚姻, 同棲は何が違うか。
- 5) 文書6: PACS が創設されて以来のことをどのように総括するか。その成功をどのように説明するか。

研究への道筋

- ・1999年の PACS 法はその発効以来改正されていますか。
- ・スペイン, イギリス, デンマークでのカップルの形の違いをレポートにしてみなさい。